

平成29年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合対策支援事業）  
で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成29年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業導入及び取組の経過

従来より山口県宇部猟友会及び山口県宇部北地区猟友会による実施隊の編成が行われていたが、平成27年度より一部の実施隊員を有害鳥獣捕獲員として任命し、有害鳥獣の見回り活動などを強化した。

また、有害鳥獣捕獲対策協議会において、捕獲計画及び実施隊の編成を協議しながら、鳥獣被害の防止を図った。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

狩猟者の高齢化にともなう減少により、拡大化する被害地に対して捕獲従事者の迅速な対応が困難になってきており、担い手の育成が急務となっている。

3 施設等の利用実績及び改善計画

区分	指標	事業実施後の状況						改善計画	
		目標 (28年)	計画 策定時 (26年)	1年目 (26年)	2年目 (27年)	3年目 (28年)	4年目 (29年)	改善計 画策定 (31年)	1～3年目 (29～31年)
施設等	利用量 (km)	111	37	37	34	20	18	75	各25
	利用率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100
	収支差 (千円)								
	収支率 (%)								
	累積 赤字 (千円)								

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出×100とする。

3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

4 改善方策

捕獲機材の導入を進め、更なる積極的な捕獲を行うこととし、従来の山口県宇部猟友会及び山口県宇部北地区猟友会による実施隊の編成を継続し、有害鳥獣捕獲員による活動を強化していき、有害鳥獣捕獲員の土台となる猟友会の新規会員確保及び育成を行う。

5 改善計画を実施するための推進体制

山口宇部農業協同組合、山口県宇部猟友会、山口県宇部北地区猟友会などとの連携をより深め、全市的な推進体制を構築する。